

指宿広域市町村圏組合の執務時間を定める規則

(平成28年指宿広域市町村圏組合規則第1号)

指宿広域市町村圏組合の執務時間は、指宿広域市町村圏組合の休日を定める条例（平成28年指宿広域市町村圏組合条例第1号）で定める組合の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。